

越谷市火災予防条例の一部を改正する条例

越谷市火災予防条例（昭和３７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第３中

「
ドロップイン式
こんろ、キャビ
ネット型グリル
付こんろ
」を「
組込型こんろ・
グリル付こん
ろ・グリドル付
こんろ、キャビ
ネット型こん
ろ・グリル付こ
んろ・グリドル
付こんろ
」に、

「
卓上型こんろ
（２口以上）、
卓上型グリル
付こんろ
」を「
卓上型こんろ
（２口以上）・
グリル付こん
ろ・グリドル
付こんろ
」に改め、

同表電気こんろの項を次のように改める。

電 気 調 理 用	電 気	不 燃 以 外	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加熱 式調理器（こ んろ形態のも のに限る。）	こんろ部分の 全部又は一部 が電磁誘導加 熱式調理器で ないもの	4. 8kW 以下（1 口当 たり 2kW を超え 3kW 以下）	100	2	2	2
						－	20 注 8	－	20 注 8
						－	10 注 9	－	10 注 9
					4. 8kW 以下（1 口当 たり 1kW を超え 2kW 以下）	100	2	2	2
						－	15 注 8	－	15 注 8
						－	10 注 9	－	10 注 9
					4. 8kW 以下（1 口当 たり 1kW 以下）	100	2	2	2
						－	10 注 8 注 9	－	10 注 8 注 9

機 器			こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5.8kW以下(1口当 たり3.3kW以下)	100	2	2	2
					-	10 注9	-	10 注9
	不 燃	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加熱 式調理器(こ んろ形態のも のに限る。)	こんろ部分の 全部又は一部 が電磁誘導加 熱式調理器で ないもの	4.8kW以下(1口当 たり3kW以下)	80	0	-	0
					-	0 注8 注9	-	0 注8 注9
			こんろ部分の 全部が電磁誘 導加熱式調理 器のもの	5.8kW以下(1口当 たり3.3kW以下)	80	0	-	0
					-	0 注9	-	0 注9

別表第3 電気レンジの項及び電磁誘導加熱式調理器の項を削り、同表注8中「発熱体」を「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体」に改め、同表注9中「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に、「距離（）」を「離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。